

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



約にもなります。

申込方法

- ・ 預(貯)金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)
- ・ 預(貯)金通帳
- ・ 印鑑(通帳届出印)

以上3点を口座振替ができる金融機関に持参してお申し込みください。

依頼書(申込書)は、役場および各金融機関にあります。詳しくは、各金融機関にお問合せください。

※過年度課税分および随時課税分は、口座振替ができません。

※納期限が振替日となります。振替日前日までに残高をご確認ください。

問合せ先 役場 収納課

内線 122・120

口座振替ができる金融機関

金融機関名称	町税等の納付	町税等の口座振替
三菱UFJ銀行	○	○
みずほ銀行	○	×
大垣共立銀行	○	○
十六銀行	○	○
三十三銀行	○	○
愛知銀行	○	○
名古屋銀行	○	○
中京銀行	○	○
岐阜信用金庫	○	○
いちい信用金庫	○	○
瀬戸信用金庫	○	○
中日信用金庫	○	○
海部東農業協同組合	○	○
ゆうちょ銀行・郵便局	○*	○

○利用可 ×利用不可
 全国各本支店で利用できます。
 ※ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・三重・岐阜・静岡県内に限ります。

町税を滞納すると

町税を滞納したまま放置し納付していただけない場合、税負担の公平を期するため、法律に基づきやむを得ず滞納処分(差押)を行うこととなります。

差押処分

本町でも、町税の滞納があれば勤務先や取引業者等への税務調査の上、給与・報酬、売掛金、不動産、動産(自動車等)、預貯金、生命保険など各種財産の差押処分を行う場合があります。

※令和2年度以前の町税に滞納のある方には、納付催告書を送付しています。まだ納付されていない場合は早急に納付してください。

納税相談

納期限までに納税できない特別な事情がある場合は、納税方法等をご相談ください。

問合せ先 役場 収納課

内線 120・122

家屋を取り壊したら

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。

今年中に家屋の全部または一

部を取り壊されると来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊しされた方は、税務課固定資産税係までご連絡をお願いします。

なお、法務局へ建物滅失登記申請をされた場合、連絡は不要です。

問合せ先 役場 税務課

内線 178・179

津島税務署からのお知らせ

自宅等からのe-Tax申告にご協力を!

スマホ・PC等から簡単に申告できます!

●確定申告と感染防止対策について

例年、年明けから多くの皆さんが確定申告の手続きのため税務署へ来署され、2月16日から3月15日までの確定申告期間には、さらに多くの皆さんが確定申告会場(津島市文化会館)に来場され、大変混雑しており、長時間お待ちいただく状況にあります。

令和3年分の確定申告においても、感染防止対策を第一に考え、会場内の混雑緩和のため、入

場できる時間枠が指定された「入場整理券」方式による会場運営を行います。

したがって、税務署や確定申告会場で対応できる人数にも限界がありますので、皆さんの安全確保という観点におきましても、ぜひ、簡単・便利な自宅等からのe-Tax申告にご協力をお願いします！

●年内にe-Taxのご準備を！

マイナンバーカードとICカードリーダーまたは、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンがあれば、e-Taxを利用して申告書を提出できます。また、事前に税務署でID・パスワードの発行手続きを行っていたら、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

確定申告に備え、今のうちから、マイナンバーカードの申請手続きまたは津島税務署の窓口でのID・パスワードの発行手続きをご検討ください。

なお、ID・パスワードの発行を希望される場合には、申告

されるご本人が運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、津島税務署へお越しください。

●個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。(所得税および復興特別所得税の申告が必要でない方も対象)

詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。津島税務署所得税担当へお問合せください。

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp>

国税庁ホームページの「報・手続・用紙」の「税について調べる」の「確定申告」の「個人で事業を行っている方」の「記帳・帳簿等の保存」

問合せ先 津島税務署

☎0567(26)2161

※電話は自動音声により案内されていますので、音声案内に従い「2」を選択してください。



自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します

愛知県で自転車に乗る際には、自転車損害賠償保険等の加入が義務化となり、ヘルメットの着用が「努力義務」と愛知県条例で定められました。

町では自転車を利用する児童生徒等および高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車利用時の交通事故被害の軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用を補助します。

補助対象者

町内在住の7歳～18歳の方または65歳以上の方

※保護者が購入した場合は保護者の方が申請 ※使用者1人につき1個まで

※購入から3カ月以内に申請してください。ただし令和3年4月1日から同年9月30日までの間に購入した方は、同年12月28日までに申請してください。

対象ヘルメット

安全認証マークの付いた新品(図参照)

補助額

購入費用の2分の1(上限2000円) ※10円未満切り捨て

申請方法

次の①～⑤を都市整備課に提出してください。

- ①補助金交付申請書兼実績報告書
- ②領収書の写し等(購入者氏名、金額、日付、品名、購入店の記載があるもの)
- ③ヘルメットの安全認証適合を確認できるもの(保証書、説明書、現物等の提示)
- ④補助金交付請求書
- ⑤振込口座の金融機関と口座番号の分かるもの(通帳の写し)

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

申請受付期限 令和4年3月1日(火)

問合せ先 役場 都市整備課 内線164

安全認証マーク



GSマーク
(ドイツ製品安全の認証)



SGマーク
(製品安全協会の安全認証)



CEマーク
(EU加盟国の安全認証)



JCFマーク
(日本自転車競技連盟の安全認証)



CPSCマーク
(米国消費者製品安全委員会の安全認証)